佐賀県県土整備部建築住宅課

**選挙用等事務所の設置に係る手続きのお知らせ**

|  |
| --- |
|  **選挙事務所等を設置する場合は、「建築確認申請」及び「完了検査申請」の手続きが必要です。（都市計画区域及び準都市計画区域外の区域では、手続きが不要となるものもありますので以下の表を参考にしてください。）****また、建築基準法の規定の一部緩和を受けて設置したい場合は都市計画区域内外を問わず「仮設建築物の許可申請」が必要です。** |
|  | **選挙用等事務所を設置する状況の別** | **確認申請の要否** |  |
| ○新たに事務所を建設する場合（すでにある建物の一部を事務所として利用する場合を除く） |
|  | 都市計画区域内及び準都市計画区域内の区域 | **○（必要）** |
| 上記以外の区域 |
|  | 1．大町町、旧塩田町及び旧厳木町、の一部指定区域 | **○（必要）** |
| 2．一の建築物で2階建以上又は床面積200㎡を超えるもの | **○（必要）** |
| 1～2以外の建築物 | **×（不要）** |
|  **【問い合わせ先】** 　□佐賀県建築住宅課建築指導担当(TEL 0952-25-7165)、又は　　□各土木事務所建築担当課 （佐賀市内の区域は、佐賀市役所建築指導課(TEL 0952-40-7171) ） |

**□仮設建築物の許可申請が必要な場合の申請図書等について**

 **(1) 申請に必要な書類等**

 ① 仮設許可申請書

　　 ② 添付図面（付近見取図、配置図、平面図 等）

 　 上記の図書が正副３部必要です。また、別に建築確認申請の書類が

 必要です。（添付図面等は許可申請と同様です。）

 **(2) 許可申請手数料**

 49,000円（２階以下かつ５００㎡以下のもの）

 120,000円（上記以外のもの）

※なお、別途確認申請及び完了検査申請をする際の手数料が必要です。

 **(3) 審査期間**

 市町役場の経由を含め、消防署及び土木事務所での審査に、２～３週間程の期間を要しますので、早めに申請をしていただくようお願いします。